

地域密着型通所介護

デイサービスセンター なご家 江南サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ノーウェアが開設するデイサービスセンター なご家 江南サービス(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンター なご家 江南サービス
- ② 所在地 愛知県江南市野白町東千丸 6

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとし、指定介護通所介護と一体的に運営することとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
 - 生活相談員 1名以上
 - 介護職員 1名以上
 - 機能訓練指導員 1名以上従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- ② 営業時間 午前8時から午後 7 時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時から午後 5 時 10 分、延長最大 2 時間までとする。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- 1単位 10名(小規模)

(指定地域密着型通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ アクティビティ(介護予防)

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定地域密着型通所介護に要した送迎の費用は、原則0円とする。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った地域密着型通所介護の費用は、下記の通り徴収する。

1時間につき50単位

4 食費は、朝食 500円、昼食 600円、夕食600円を徴収する。

5 おむつ代は、紙おむつ150円、尿パット50円を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、地域密着型通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 1. 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、前項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

3 事業所は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、市町村、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するものとする。

避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者 管理者

防災訓練 年 1 回

避難訓練 年 1 回

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、虐待の発生又は、その再発を防止する為次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待防止対策委員会(オンライン等活用)を定期的に開催、結果を介護職員に周知徹底
- (3) 虐待の防止の為の指針を整備する
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(年 1 回以上)

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で、早期の業務再開を図る為の計画

(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し業務計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第12条 事業所は、該当利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、江南市全域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第14条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(その他運営についての留意事項)

第15条

- 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ノーウェアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 4. 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後3か月以内

(2)継続研修 年1回

附 則

この規程は、令和 5 年 4月 1日から施行する。

令和 6 年 4月 1日から施行する。